



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「どうぞお先に？ 譲ってくれた？」

【事故概要】

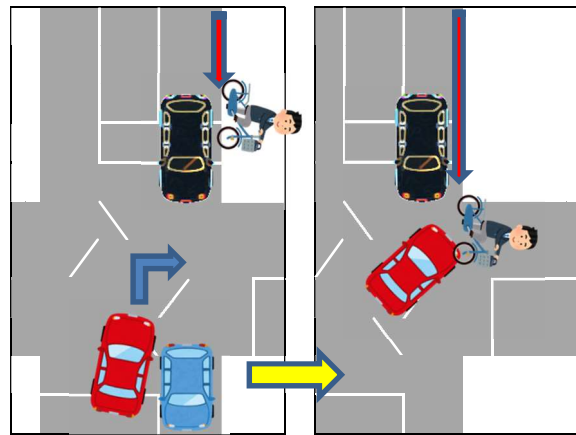
交差点で右折待ち中、渋滞のため、対向車が交差点の手前で停止したことから、進路を譲ってくれたと判断して右折したところ、対向車の側方を直進してきた自転車と衝突したものの。

ドライバー語録

「だって対向車が進路を譲ってくれたから進んだんです…。」

「譲ってもらったので、急いで進まなきゃ悪いと思って、慌ててしまいました。」

「落ち着いて普段通りの安全確認をしていれば、自転車を発見できたはずなのに。」



なぜか譲られると、つい…慌ててしまう？

皆さん「**サンキュー事故**」という言葉聞いたことありませんか？相手側から進路を譲られると、「あっ、どうもありがとうございます。お先に失礼。」となりますね。交通社会の中で、状況は様々ですが、ちょっとした譲り合いの場面に遭遇することがあるかと思います。譲る側も、譲られる側も、ゆとりある運転は、一人一人の運転マナーの向上につながり、気持ちがいいものです。

ところが、進路を譲られたケースでは、進路を譲ってくれた相手に対して、身振りや手振りで「ありがとう」とアピールすることに気を取られたり、譲ってくれた相手に気兼ねして、つい、急いで進もうとませんか？

当然、交差点を右折する場合であれば、対面する信号や歩行者用信号の状況に加えて、対向車や交差点付近の歩行者、自転車などの動静にも十分注意を払わなければなりません。



譲られたお礼も大切ですが、まずは安全確認が最優先です！！

交通状況は、時間の経過とともに刻々と変化します。運転中に、このような場面に遭遇した場合、「譲られている」と過信してはいけません。相手側は、渋滞などでたまたま停止している場合もあります。相手側に譲られたからと判断して急いで走り出し、万が一にも交通事故を起こせば、譲った側ではなく、事故を起こした運転者が責任を問われることは当然です。まずは、安全確認が最優先です。

「SDカード」は安全運転のあかし！！

●「SDカード」は、自動車安全運転センターで発行しており、運転記録証明書を申込まれた方で、同証明書の証明日（発行日）以前に、運転免許証を1年以上継続して保有している方に対して、無事故無違反の期間に応じて「安全運転のあかし」として差し上げています。

【SDカードの内容】



「SDカード」は、無事故無違反の期間によって下記の5種類があります。

グリーンカード	ブロンズカード	シルバーカード	ゴールドカード	スーパーゴールドカード
				
1年以上2年未満	2年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上

●「SDカード」は、「SDカード優遇店（SDカードステッカーがあるお店）」で提示するとさまざまな割引や優遇特典などを受けることができます。



※ SDカード優遇内容の変更がある場合がございますので、ご利用の際は、事前に店舗等にお問い合わせください。

※ 運転記録証明書内容及び、SDカードに関するお問い合わせについては、自動車安全運転センター宮城県事務所にお問い合わせ願います。

連絡先：自動車安全運転センター宮城県事務所 Tel.022-373-7171



●第30回セーフティ123キャンペーンは、7, 184チーム、21, 552人もみなさまに御参加いただき、令和5年6月15日から10月15日までの123日間の実施期間が終了しました。

たくさんの方に御参加いただきありがとうございました。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和5年4月から窓口の一部変更があります。

交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）	
窓 口	電 話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日 （要予約）（4月と7月は第1・第3金曜日）
大河原地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 （4月と7月は、第1・第3金曜日） 県庁交通事故相談室とのリモート相談のみ（要予約）
北部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0220-22-6111 内線294	
東部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0226-24-3186	